

○富良野市住居表示審議会条例

昭和49年2月5日条例第5号

改正

平成15年3月25日条例第4号

富良野市住居表示審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、住居表示審議会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に基づく住居表示整備事業の円滑な実施を図るため、富良野市住居表示審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第3条 審議会は市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項に関して必要な調査及び審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 町の区域及び名称の変更に関すること。
- (2) 町の区域の新設及び廃止に関すること。
- (3) 住居表示に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めたこと。

(組織及び委員)

第4条 審議会は委員12人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから委嘱または任命する。

- (1) 関係官公庁の職員
 - (2) 知識経験を有する者
 - (3) 市の職員
- 2 委員の任期は2年とする。ただし再任をさまたげない。
- 3 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつて定める。

- 2 会長は審議会を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は会長が招集する。ただし最初の審議会は市長が招集する。

- 2 審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は会議の議長となる。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月25日条例第4号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○富良野市住居表示審議会条例施行規則

昭和49年3月15日規則第2号

富良野市住居表示審議会条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、富良野市住居表示審議会条例（昭和49年条例第5号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、富良野市住居表示審議会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の発言)

第2条 委員は議長の許可を得て自由に質疑し意見を述べることができる。

(採決の方法)

第3条 採決は挙手または起立によるものとする。ただし議長が必要と認めるときは別の方法によることができる。

(関係者の出席)

第4条 会長は必要と認めるときは議事に関係ある者に出席を求めてその説明または意見を聞くことができる。

(議事録)

第5条 議事録に記載する事項は次のとおりとする。

- (1) 会議の年月日及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員並びに委員以外の出席者の氏名
- (3) 会議に付した議案及びその採決に関する事項
- (4) その他議長が必要と認めた事項

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の議事に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。